

「河川整備基本方針と河川整備計画」について

<目 次>

- ・河川整備基本方針及び河川整備計画について・・・１
- ・吉井川水系河川整備計画策定スケジュール（案）・・・３

1 河川整備基本方針及び河川整備計画について

河川法改正の流れ

近代河川制度
の誕生

明治29年

1896年

治水

治水・利水の体系
的な制度の整備

- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

昭和39年

1964年

治水

+

利水

治水・利水・環境の
総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・河川整備基本方針と
河川整備計画の策定

平成9年

1997年

治水

利水

環境

1 河川整備基本方針及び河川整備計画について

河川整備基本方針 (長期的な基本方針)

(吉井川水系：平成21年3月6日策定)

手順

河川整備基本方針
の案の作成

意見

社会資本整備審議会
(一級水系)
都道府県河川審議会
(二級水系)

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備基本方針
の決定・公表

内容

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
2. 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項概要
- ・主要な地点の計画高水流量に関する事項
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項



河川整備計画

(今後20～30年間の河川整備内容)

原案

学識経験者からの意見聴取

河川整備計画
案の作成

公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置

河川整備計画の
決定・公表

地方公共団体の長の意見聴取

1. 河川整備の目標に関する事項
2. 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

策定者

国土交通大臣

策定範囲

水系ごと

地方整備局長等 または 都道府県知事

一定の区間ごと(直轄管理区間など)

吉井川水系河川整備計画策定スケジュール（案）

